

住所移転者の投票の方法について（お知らせ）

令和8年2月8日は、衆議院議員総選挙の投票日です。

最近住所を異動された人又は異動される予定の人は、投票の場所・方法等が変わることがあります。

下記の表により、お間違えのないよう御確認ください。

届出の別		届出（異動）の日	投票の場所・方法等	備考	
転入された方	市外からの転入	令和7年10月26日以前に転入（届出日）	赤磐市		
		令和7年10月27日以後に転入（届出日）	赤磐市では投票できません。		
転出された方	市外への転出	令和7年9月27日以前に転出 (異動日)	新住所地の選挙人名簿に登録されている人は、新住所地で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。		
		令和7年9月28日 ～ 令和7年10月7日に転出 (異動日)	新住所地で選挙人名簿に登録されていなければ、赤磐市で期日前投票ができる場合があります。	赤磐市では投票日（2月8日）当日の投票はできません。	
		令和7年10月8日 ～ 令和7年10月25日に転出 (異動日)	新住所地で選挙人名簿に登録されていなければ、赤磐市で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。		
		令和7年10月26日以後に転出 (異動日)	赤磐市で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができます。	赤磐市の選挙人名簿に登録されており、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されていない人	
赤磐市内で転居された方		令和8年1月19日以前に転居（届出日）	新住所地の投票所	赤磐市の選挙人名簿に登録されている人	
		令和8年1月20日以後に転居（届出日）	旧住所地の投票所		

その他詳しいことは、赤磐市選挙管理委員会事務局（TEL 086-955-4782）へお問い合わせください。